

市町村財政の状況 用語・指標等の解説

○ 普通会計

財政分析に用いられる理論上の会計区分であり、総務省の定める基準により各団体の会計を再構成したもの。具体的には、一般会計と、公営事業会計を除くすべての特別会計との合算額から、各会計間の繰入れ、繰出し等、相互に重複する部分を控除して求められる（これを純計という）。

なお、本県の場合、公営事業会計には、公営企業会計（水道、下水道、病院など）、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計及び収益事業会計が含まれる。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律には一般会計等という概念があり、これは普通会計とほぼ同じものである。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。次の算式で算定する。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} \\ + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

○ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○ 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

実質収支とは、地方公共団体の純剰余または純損失を意味しており、実質収支に示される黒字または赤字は、団体の財政運営の状況を判断するポイントとなる。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} (\text{歳入} - \text{歳出}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

○ 公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するもの。

○ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\frac{\text{一般会計等に係る実質赤字額} (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模} (\text{※})} \times 100\%$$

○ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{連結実質赤字額} (\text{赤字会計の実質赤字額} \cdot \text{資金不足額の合計} - \text{黒字会計の実質黒字額} \cdot \text{資金剰余額の合計})$$

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模} (\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額})} \times 100\%$$

○ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。比率は3ヵ年平均値として算定される。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ)。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100\% \text{ の3ヵ年平均値}$$

A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金等に充てられた都市計画税及び特定財源

D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E：標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100\%$$

A：前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値

B：前年度末の充当可能基金の現在高

C：債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額

D：前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

F：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

○ 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\frac{\text{当該会計の資金不足額(当期の現金収入が当期の現金支出に不足する額)}}{\text{当該会計の事業規模(当期の利用料金収入等)}} \times 100\%$$